

「生活保護法」，「中国残留邦人等の円滑な  
帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に  
関する法律」

## 指 定 介 護 機 関 の し お り

(令和4年3月)

函 館 市



## 目次

### 第1 生活保護制度のあらまし . . . . . 1

ここでは、生活保護の目的や基本原理、運営体制などの基本的な仕組みについて説明しています。

- 1 生活保護制度の目的
- 2 基本原理・原則
- 3 保護の種類
- 4 保護の実施機関

### 第2 介護機関の指定等 . . . . . 3

ここでは、生活保護法における指定介護機関の指定申請の流れや、指定された後に届出事項に変更が生じた場合に必要となる各種届出について説明しています。

- 1 指定介護機関制度
- 2 介護機関の指定申請手続き
- 3 指定基準
- 4 指定通知
- 5 指定介護機関の届出事項

### 第3 介護扶助の指定から決定まで . . . . . 5

ここでは、介護扶助の決定までの流れと、居宅介護サービス計画書等の作成等について説明しています。

- 1 介護扶助の申請
- 2 介護扶助の決定
- 3 居宅介護サービス計画書等の作成など
- 4 介護券の発行
- 5 本人支払額の徴収
- 6 介護報酬の請求
- 7 介護券の保管および処分
- 8 介護報酬額の決定および支払

### 第4 介護扶助の概要 . . . . . 8

ここでは、生活保護と介護保険の関係、介護扶助の対象者および給付対象者の範囲などの介護扶助の内容について、項目ごとに説明しています。

- 1 介護扶助の創設
- 2 生活保護と介護保険の関係
- 3 介護扶助の対象者および給付対象の範囲
- 4 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係
- 5 介護扶助の内容
- 6 介護扶助の方法

第5 介護報酬等の請求手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

ここでは、介護報酬の請求方法について、説明しています。

- 1 介護報酬の請求

第6 指定介護機関に対する指導および検査・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

ここでは、市長が行う指定介護機関に対する指導および検査の目的、実施の方法等について説明しています。

- 1 指定介護機関に対する指導
- 2 指定介護機関に対する検査
- 3 検査後の措置

第7 他法他施策の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

ここでは、生活保護の補足性の原理に基づき、活用すべき他方他策について説明しています。

- 1 基本的な考え方
- 2 保険優先の公費負担医療との関係
- 3 障害者施策と介護扶助との関係

第8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

ここでは、中国残留邦人等に関する支援給付の概要などについて説明しています。

- 1 支援給付の概要
- 2 支給給付の対象者
- 3 支給給付の種類
- 4 指定介護機関
- 5 介護扶助の申請から決定まで

巻末資料

- 1 関係法令条文
- 2 関係様式
- 3 担当地区一覧表

## 第1 生活保護制度のあらまし

### 1 生活保護制度の目的（法第1条）

生活保護法は、憲法第25条に規定する理念に基づいて、国が生活困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な措置を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

### ※ 憲法第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### 2 基本原理・原則

生活保護法には生活保護制度を運用するに当たって、国民が等しく理解し、遵守しなければならない原理が明記されています。また、制度を具体的に実施する場合の原則が定められています。

#### (1) 生活保護制度の基本原理

##### ア 無差別平等の原則（法第2条）

すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができるとし、生活困窮に陥った原因の如何はいつさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行うこととしています。

##### イ 最低生活保障の原理（法第3条）

この法律により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとし、具体的には、厚生労働大臣が定める基準によって行われます。

##### ウ 補足性の原理（法第4条）

保護は、生活に困窮するものがその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することを要件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行わなければならないとしています。

#### (2) 生活保護実施上の原則

##### ア 申請保護の原則（法第7条）

保護は、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができます。

##### イ 基準及び程度の原則（法第8条）

保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮して定められています。

##### ウ 必要即応の原則（法第9条）

保護は、要保護者の年齢別、健康状態といった個々の事情を考慮した上で有効かつ適切に行われます。

## エ 世帯単位の原則（法第10条）

保護は、世帯を単位としてその要否および程度を定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができます。

### 3 保護の種類

保護は、その内容によって生活扶助、教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助および葬祭扶助の8種類の扶助に分けられています。

給付の方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助および介護扶助については現物給付を原則としています。

### 4 保護の実施機関

要保護者の居住地（居住地がないか、または明らかでない者については現在地）を所管する福祉事務所が保護の決定および実施に関する事務を行っています。

福祉事務所における介護扶助運営体制には、次の職員が担当しています。

#### (1) 地区担当ケースワーカー

担当地区の被保護世帯に関する介護扶助の決定、実施および家庭訪問による生活指導などを行う直接の担当者です。

#### (2) 査察指導員

担当地区ケースワーカー、ケアマネージャー、嘱託医等との組織的連携に努め、介護扶助の適正実施にあたっています。

#### (3) 介護事務担当者

介護扶助の円滑な実施を図るため必要な事務を行っています。

## 第2 介護機関の指定等

### 1 指定介護機関制度

生活保護法による介護扶助は、福祉事務所長が要保護者の介護を指定された介護機関に委託して給付する方法をとっています。北海道内における介護扶助を担当する介護機関の指定は、次の区分により厚生労働大臣、都道府県知事、政令指定都市および中核市の長が行います。

区 分		指定を行う者
国が開設した介護施設		厚生労働大臣
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者・居宅介護支援事業 者・その他の介護施設	所在地が北海道(政令市・中核市を除く)	北海道知事
	所在地が札幌市	札幌市長
	所在地が旭川市	旭川市長
	所在地が函館市	函館市長

### 2 介護機関の指定申請手続き

新たに指定を受けようとする介護機関は、事業所ごと(サービスの種類ごとに別の事業所名をつけている場合はその名称ごと)に指定申請書に必要事項を記載のうえ、提出してください。

### 3 指定基準

指定介護機関としての申請があった場合は、次の基準により指定します。

#### (1) 指定介護機関の指定基準

- ア 介護保険法の指定(許可)を受けていること。
- イ 介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。
- ウ 厚生労働大臣が介護の方針、介護の報酬の基準を定めた場合に当該基準に従って適切に介護サービスを提供できると認められること。
- エ 法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として取り消しの日から5年以上経過していること。
- オ 特定施設入所者生活介護および認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。

#### (2) みなし指定

平成27年7月1日以降、生活保護法の改正により介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされたとき、その介護機関は生活保護の指定介護機関として指定を受けたこととみなされます。

なお、医療機関(病院・診療所・薬局)も、健康保険法の指定により介護保険法の指定を受けたとみなされるため、指定申請は不要になります。

### 4 指定通知

介護機関が本法による指定を受けた時は、申請者に指定した旨の通知書(指令書)を交付するとともに、その旨を函館市の掲示板に掲示します。

### 5 指定介護機関の届出事項

指定を受けた介護機関に次のような事由が生じた場合には、それぞれの所定用紙(巻末資料32頁～42頁参照)に記載の上、提出してください。

届出を要する事項	指 定 申 請	廃 止 届	変 更 届	休 止 届	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の事由等により経営主体が変更になった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 指定介護機関を他に譲渡した場合 (親←→子の交代を含む)</li> <li>イ 個人←→法人に組織変更した場合</li> <li>ウ 法人の種類を変更した場合 (法人代表者の変更の場合は届出の必要はありません)</li> </ul> </li> <li>・ 指定介護機関が所在地を移転した場合</li> </ul>	○	○			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護機関の名称を変更した場合</li> <li>・ 指定介護機関の所在地が住居表示、地番整理等により変更された場合</li> <li>・ 管理者を変更した場合(医療法28条による変更以外は届出等の必要はありません)</li> </ul>			○		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合</li> <li>・ 指定介護機関の開設者が当該業務を廃止した場合</li> </ul>		○			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天災その他の原因により、指定介護機関の建物もしくは設備の一部が正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを復旧する意志および能力を有する場合</li> <li>・ 指定介護機関に勤務する従業員が死亡し、または辞職等をしたため、正常に介護を担当することができなくなったが、当該指定介護機関の開設者がこれを補充する意志および能力を有する場合</li> <li>・ 指定介護機関の開設者が自己の意志により当該指定介護機関を休止した場合</li> </ul>				○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休止した指定介護機関を再開した場合</li> </ul>					再開届書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他法による処分を受けた場合</li> </ul>					処分届書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護機関の指定を辞退しようとする場合(30日以上の予告期間が必要です)</li> </ul>					辞退届書

### 第3 介護扶助の申請から決定まで

#### 1 介護扶助の申請

介護扶助を受けようとする者は、福祉事務所にに対して保護の申請をする必要があります。介護保険の被保険者は、明らかに介護や支援が必要な方（要介護認定及び要支援状態（以下「要介護認定等」という。）のみならず日常生活で心や体の状態に不安を感じる方が利用することができます。

介護サービスを利用するためには、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）及び被保険者証を添付の上、介護扶助の申請をします。

また、介護保険の被保険者以外の者は、介護保険の要介護認定等を受けることができないので、市福祉事務所に直接、介護扶助の申請をします。市福祉事務所では、市の被保険者と同様の審査判定を受けることができるよう内部規定を設けています。

介護保険の被保険者以外の者は、審査判定の結果により、指定居宅介護支援事業所等で居宅サービス計画書等を作成してもらいます。

#### 2 介護扶助の決定

福祉事務所は、要介護認定等結果および居宅サービス計画書等に基づいて、介護扶助の決定をします。

#### 3 居宅サービス計画等の作成

介護扶助の給付は、原則として生活保護法の指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者等が作成した居宅介護サービス計画等により行います。

介護保険の支給限度額を超えたサービスの利用は介護扶助の対象とならないので、介護保険の支給限度額の範囲内で居宅サービス計画等を作成してください。

また、介護保険の被保険者以外の者に係る居宅サービス計画費等は、介護扶助によります。

なお、福祉事務所は必要に応じ、本人の同意を得た上で、指定居宅介護支援事業者等から直接、居宅サービス計画等の写しの送付を求めることができることになっていますので、ご協力をお願いします。

#### 4 介護券の発行

介護扶助を決定した場合は、介護券を指定介護機関へ送付します。

介護券は暦月を単位としており、公費負担番号、被保護者の氏名、本人支払額の有無などが記載されていますので、内容を確認いただき、不明な点があれば発行した福祉事務所へお問い合わせください。

#### 5 本人支払額の徴収

介護券に本人支払額が記載されている場合は、その金額を直接、被保護者本人から徴収してください。

#### 6 介護報酬の請求

指定介護機関は、介護券から介護給付費明細書に必要な事項を正確に転記して、国民健康保険団体連合会（以下、国保連）へ介護報酬を請求してください。

介護扶助の請求（利用者負担分の請求）は介護保険への介護報酬に併せて、公費負担分の請求となります。

**本人支払額がある場合は、本人支払額を差し引いた額を請求してください。**

なお、生活保護の受給の有無は変動することがありますので、必ず当該請求月の介護券に基づいて請求して下さい。

#### 7 介護券の保管及び処分

福祉事務所から指定介護機関に送付された介護券について、本人支払額がある場合は6箇月、無い場合は1箇月保管し、期間終了後は指定介護機関の責任で処分してください。

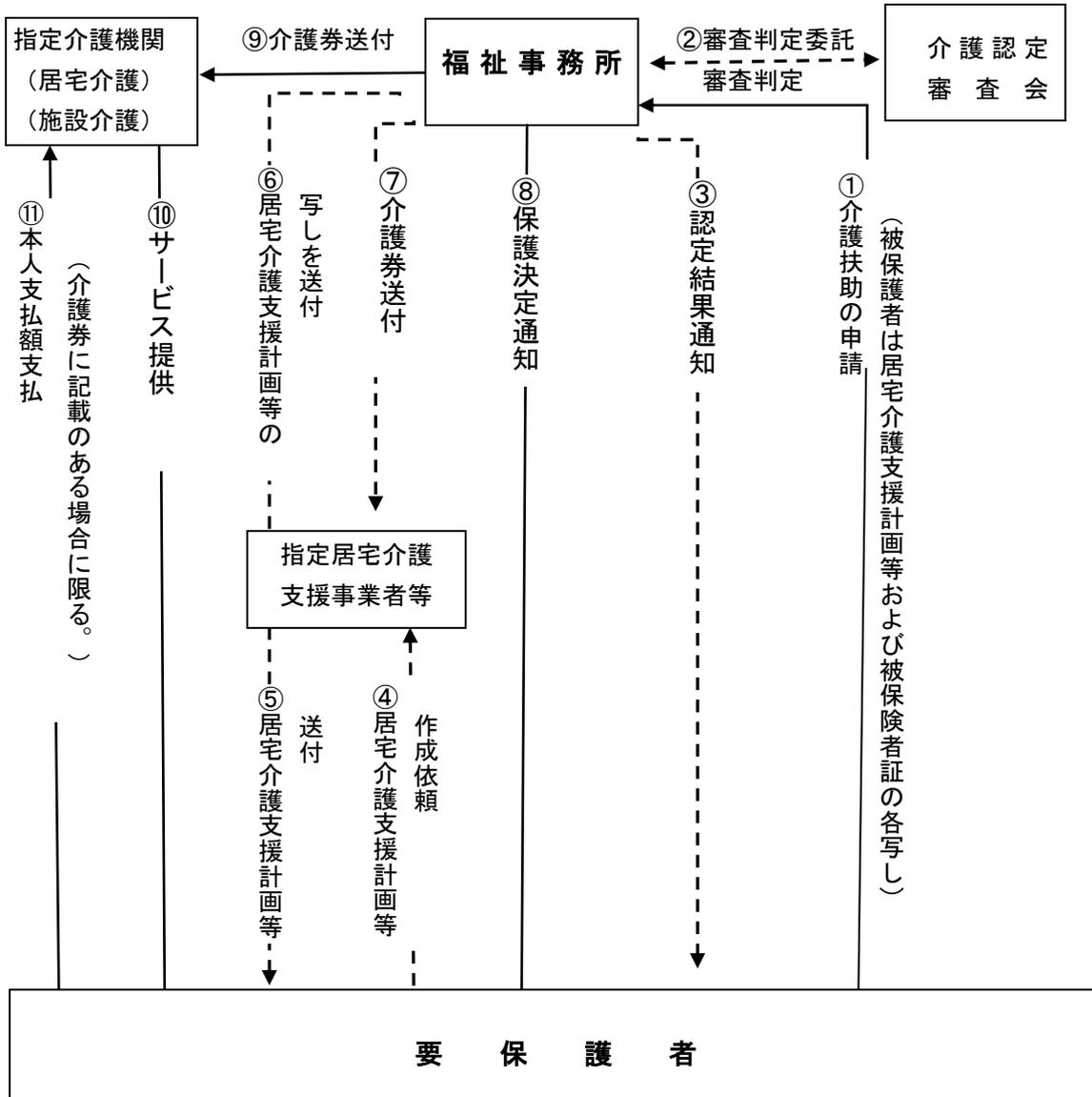
#### 8 介護報酬額の決定及び支払

国保連は、指定介護機関が介護券により作成した介護給付費明細書が介護扶助の介護方針および介護報酬基準に合致しているか審査した上で市長に介護給付費請求書を提出し、市長はこれに基づき介護報酬の額を決定します。

国保連は、決定された介護報酬額を指定介護機関へ支払います。

# 介護扶助制度

## ○ 手続きの流れ



- 1 ——— は一般的な取り扱い（中国残留邦人等含む）
- 2 - - - - - は被保険者以外の者（生保10/10）にかかる手続き
- 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護等認定、居宅介護支援計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。
- 4 被保険者で介護認定、居宅介護支援計画等の作成がされていない場合には、介護保険の被保険者への要介護認定の申請、居宅介護支援計画等の届出に併せて、介護扶助の給付についての申請が必要となる。

## 第4 介護扶助の概要

### 1 介護扶助の創設

介護保険制度により介護給付の対象となる介護サービスに係る利用が国民に権利とし保障されることになったことおよび介護需要は老人福祉の措置又は医療扶助により充実されていたことから、一般国民の生活水準との均衡の観点をふまえ、被保護者を介護保険の被保険者として位置づけるとともに、生活保護制度において介護保険の給付の対象となる介護サービスを受けることを最低限度の生活の内容として保証するため創設されました。

### 2 生活保護と介護保険の関係

区分	40歳以上65歳未満の被保護者		65歳以上の被保護者
	医療保険の未加入者	医療保険の加入者	
介護保険の適用	介護保険の被保険者となれない	介護保険の被保険者となる	
	(生活保護受給者は、国民健康保険の適用除外となるため、ほとんどが介護保険の被保険者にはならない。)	第2号被保険者 (国民健康保険以外の医療保険に加入している場合)	第1号被保険者
要介護認定	生活保護法に基づき要介護認定 (介護認定審査会に委託)	介護保険法に基づき 要介護認定	同左
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画 (ケアプラン)の作成	生活保護法の指定介護機関にケアプランの作成を委託	介護保険法に基づき ケアプランを作成	同左
	支給限度以内のケアプランに限る		
生活保護による給付	介護サービスに係る費用の全額について、介護扶助により給付	介護サービスに係る 利用者負担分	同左
	生活保護法の指定介護機関からの介護サービスに限る		

### 3 介護扶助の対象者及び給付対象の範囲

#### (1) 介護扶助の対象者

生活保護受給者で

- ・ 介護保険法に規定する要介護及び要支援または基本チェックリストに該当する状態にある65歳以上の者
- ・ 40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護または要支援状態にある者

#### (2) 給付対象となる範囲

- ア 原則、介護保険の給付対象となる介護サービスと同範囲となります。
- イ 介護保険の利用者負担分が介護扶助の対象となります。
- ウ 居宅介護については、原則として生活保護の指定を受けた指定居宅介護支援事業者等の作成した居宅サービス計画等に基づきます。

エ 介護保険の被保険者以外の者の居宅サービス計画等の作成に係る費用は、全額介護扶助の対象になります。

〈対象となるサービス〉

明らかに介護や支援が必要な方

○要介護者に対するもの

居宅介護，福祉用具貸与・販売，住宅改修，施設介護，移送（保険給付による送迎が行われない場合，介護施設へ入所及び退所に伴う交通費，居宅療養管理指導のための交通費など）

○要支援者に対するもの

介護予防居宅介護，介護予防福祉用具貸与・販売，介護予防住宅改修，介護予防・日常生活支援，移送（保険給付による送迎が行われない場合，介護施設へ入所及び退所に伴う交通費，居宅療養管理指導のための交通費など）

日常生活で心や体の状態に不安を感じる方

○事業対象者に対するもの

介護予防・日常生活支援，移送（保険給付による送迎が行われない場合）

《介護機関の種類》

居宅介護	1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリテーション 5 居宅療養管理指導 6 通所介護 7 通所リハビリテーション 8 短期入所生活介護 9 短期入所療養介護 10 特定施設入居者生活介護 11 福祉用具貸与	12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 13 夜間対応型訪問介護 14 地域密着型通所介護 15 認知症対応型通所介護 16 小規模多機能型居宅介護 17 認知症対応型共同生活介護 18 地域密着型特定施設入所者生活介護 19 看護小規模多機能型居宅介護 20 複合型サービス 21 住宅改修 22 これらに相当するサービス
居宅介護支援	居宅介護支援事業	
介護予防	1 介護予防訪問入浴介護 2 介護予防訪問看護 3 介護予防訪問リハビリテーション 4 介護予防居宅療養管理指導 5 介護予防通所リハビリテーション 6 介護予防短期入所生活介護 7 介護予防短期入所療養介護	8 介護予防特定施設入所者生活介護 9 介護予防福祉用具貸与 10 介護予防認知症対応型通所介護 11 介護予防小規模多機能型居宅介護 12 介護予防認知症対応型共同生活介護 13 介護予防住宅改修 14 これらに相当するサービス
介護予防支援	介護予防支援事業	
介護予防・日常生活支援	1 第一号訪問事業 2 第一号通所事業 3 第一号生活支援事業	

日常生活支援	介護予防マネジメント
施設	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 地域密着型老人福祉施設 4 介護医療院

#### 4 介護扶助と介護保険給付の費用負担関係

介護保険の被保険者である場合には、自己負担分が介護扶助の対象となります。

被保険者以外の者については、全額介護扶助の対象となります。

第1号被保険者	介護保険 9割	介護扶助 1割
第2号被保険者		
被保険者以外の者	介護扶助 10割	

#### 5 介護扶助の内容

介護サービス費は介護扶助で対応します。

介護保険の保険料及び介護施設入所者の日常生活費（保険給付対象外）は生活扶助により対応します。

##### 《居宅介護の場合》

介護サービス費（介護保険給付） 9割	在宅生活需要 （日常生活費）	介護 保険料
※被保険者以外の者は全額介護扶助の給付対象 利用者負担 1割		
← 介護扶助		→← 生活扶助 →

##### 《施設介護の場合》

介護サービス費（おむつ代を含む） 9割	食事 標準負担	日常生活費	介護 保険料
※被保険者以外の者は全額介護扶助の給付対象 利用者負担 1割			
← 介護扶助		→← 生活扶助 →	

#### 6 介護扶助の方法

介護扶助の給付は、原則として介護券による「現物給付」です。（被保護者は指定介護機関から介護サービスを受け、福祉事務所は介護券を用い指定介護機関に介護報酬を支払います。）

福祉用具購入・住宅改修などの場合「受領委任払い」か「償還払い」のどちらかを選択することができます。

「償還払い」を選択した場合は、いったん被保護者へ全額金銭を給付し、介護保険による福祉用具購入費等を受領後、福祉事務所へ返還することになります。

## 第5 介護報酬等の請求手続き

### 1 介護報酬の請求

介護扶助の請求は、電子請求（FAXまたはメール提出）もしくは所定の用紙により福祉事務所が発行する「生活保護法介護券」を基に、介護給付費明細書情報を作成の上、国保連に介護保険給付の請求とあわせて行ってください。

#### 【明細情報において介護扶助の請求を行うケース】

区分	適用条件	請求方法の概要
介護保険と生活保護の併用	生活保護受給者が被保険者である場合	明細書情報は一つ 生活保護の請求額を公費請求額欄で計算する（1割分）
介護保険と公費負担医療・生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	明細書情報は二つ 一つ目で公費負担医療の請求額、二つ目で生活保護の請求額を計算する
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	明細書情報は一つ 生活保護の請求額を公費請求額で計算する（10割分）
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	明細書情報は二つ 一つ目で公費負担医療の請求額、二つ目で生活保護の請求額を計算する

## 第6 指定介護機関に対する指導および検査

### 1 指定介護機関に関する指導

市では、すべての指定介護機関に対し、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう、制度の趣旨・介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導および個別指導を行います。

#### (1) 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令・告示および通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会・懇談・公報・文書等の方法により実施します。

#### (2) 個別指導

個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務および給付状況等について、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

実施方法は、原則として実地に行いますが、必要に応じ指定介護機関の管理者またはその他の関係者に一定の場所に集合していただき実施する場合があります。

また、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する場合があります。

なお、個別指導の結果、介護報酬額に過誤が認められ、当該指定介護機関の了解を得た場合は、国保連へ連絡して今後支払う予定の介護報酬額から、これを過誤調整いたします。

※ 指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障がない日時を選び、実施の日時・場所等を対象の指定介護機関に文書で通知しますのでご協力をお願いします。

### 2 指定介護機関に対する検査

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関および個別指導を受けることを否定する指定介護機関に対しては、介護方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的として検査を実施します。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容または介護報酬の請求に不正または不正があると疑うに足りる理由がある場合は、直ちに検査を行うこともあります。

検査は、被保護者に係る介護サービスの内容および介護の報酬の請求の可否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。また、必要に応じ要介護者等についての調査を併せて行います。

検査の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障がない日時・場所を選び、実施の日時・場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

### 3 検査後の措置

#### 【行政上の措置】

指定介護に対する行政措置は、指定取消・戒告・注意の3種類があり、事案の軽重に従い次の標準により行います。

行政措置	事案
指定取消	(1) 故意に不正または不当な介護を行ったもの (2) 故意に不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの (3) 重大な過失により不正または不当な介護をしばしば行ったもの (4) 重大な過失により不正または不当な介護報酬の請求をしばしば行ったもの
戒告	(1) 重大な過失により不正または不当な介護を行ったもの (2) 重大な過失により不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの (3) 軽微な過失により不正または不当な介護をしばしば行ったもの (4) 軽微な過失により不正または不当な介護報酬の請求をしばしば行ったもの
注意	(1) 軽微な過失により不正または不当な介護を行ったもの (2) 軽微な過失により不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの

検査の結果、指定の取消を行ったときは、その旨を告示します。

#### 【聴聞】

検査の結果、指定取消の措置に該当するおそれがあると認めた場合には、当該指定介護機関に対して行政手続法第3章第2節に定めるところによる聴聞を行います。

#### 【経済上の措置】

不正または不当な介護サービスや不正または不当な介護報酬の請求のために、介護報酬に過誤払いが認められたときは、国保連へ連絡して今後支払う予定の介護報酬額から、これを過誤調整します。

ただし、過誤払いが認められた当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬が無い場合は、これを返還していただきます。

#### 【行政上の措置の公表等】

市は、検査後の結果、指定の取消を行ったときは、実施機関および国保連に連絡します。

## 第7 他法他施策の活用

### 1 基本的な考え方

生活保護法では、補足性の原理に基づき、介護保険法のみならず活用すべき他法他施策がある場合は、それらが優先しますので、手続き等ご協力をお願いします。

### 2 保険優先の公費負担医療との関係

#### ①被保険者の場合

公費対象となるサービスについても介護保険が優先し、公費は利用者負担分（1割負担と食事の標準負担額）に適用され、残り部分が介護扶助になります。

#### ②被保険者以外の者の場合

補足性の原理により公費が優先され、残りの部分が介護扶助になります。

### 公費負担医療給付の給付対象となりうる介護保険の医療系サービス

(国保連による審査対象となるもの)

公費負担医療	訪問介護	通所介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	短期入所療養介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防	介護予防		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	×	×	○	×	×	×	×	×	×
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更正医療)	×	×	○	○	×	○*1	×	×	○*2
原爆被爆者支援法(一般疾病医療費の給付)	×	×	○	○	○	○	○*2	○*2	○*2
被爆体験者精神影響等調査研究事業	×	×	○	○	○	○	○*2	○*2	○*2
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	○*3	×	×	×	×	×	×	×	×
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	○	×	×	×	×	×	×	×	×
原爆被爆者の介護保険等利用負担に対する助成事業	×	○	×	×	×	×	○	※4	×

\*1 医療機関による \*2 食費および居住費を除く \*3 夜間対応型訪問介護を含む

\*4 介護老人福祉施設(食費および居住費を除く)、地域密着型介護老人福祉施設(食費および居住費を除く)

## 第8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付のあらまし

### 1 支援給付の概要

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付（以下「支援給付」という。）は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等（特定配偶者を含む）の置かれた特別の事情に鑑み、「円滑な帰国の促進」や「永住帰国後の自立支援」を行うことを目的としています。

### 2 支援給付及び配偶者支援金の支給

支援給付は、満額の老齢基礎年金等を受給しても生活保護の最低生活と比して不足する場合に支給しています。（同法の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例による）

#### <支給給付>

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外  
厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- ・生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置

#### <配偶者支援金>

- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者に対して支給

### 3 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業および葬祭の7種類で、内容は生活保護に準じたものになっています。

### 4 指定介護機関

介護支援給付のための介護を担当する機関は、生活保護同様、指定を受けることが必要です。市では、生活保護の指定申請書の様式中に、支援給付の指定申請も兼ねる旨を記載し、生活保護法に基づく指定と併せて中国残留邦人等支援法に基づく指定が行われるようにしています。

なお、中国残留邦人等支援法施行時（平成20年4月1日）に生活保護法に基づく指定を受けていた介護機関は、中国残留邦人等支援法の指定機関としてみなされることとなっています。



# 卷 末 資 料

## 目 次

1 關係法令条文	.....	1 6
2 關係様式	.....	3 2
3 地区担当一覽		



# 1 関係法令条分

生活保護法（抄）	1 6
生活保護法施行令（抄）	2 2
生活保護法施行規則（抄）	2 4
生活保護法第52 条第 2 項において準用する同法第52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬	3 0
指定介護機関介護担当規程	3 1



## 生活保護法（抄）

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

**第2条** すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

**第3条** この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

**第4条** 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（介護扶助）

**第15条の2** 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同

条第 8 項に規定する通所リハビリテーション, 同条第 9 項に規定する短期入所生活介護, 同条第 10 項に規定する短期入所療養介護, 同条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護, 同条第 12 項に規定する福祉用具貸与, 同条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 同条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護, 同条第 17 項に規定する地域密着型通所介護, 同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護, 同条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護, 同条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護, 同条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第 23 項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

- 3 第 1 項第 1 号に規定する居宅介護支援計画とは, 居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類, 内容等を定める計画をいう。
- 4 第 1 項第 4 号に規定する施設介護とは, 介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 同条第 27 項に規定する介護福祉施設サービス, 同条第 28 項に規定する介護保健施設サービス及び同条第 29 項に規定する介護医療院サービスをいう。
- 5 第 1 項第 5 号に規定する介護予防とは, 介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護, 同条第 3 項に規定する介護予防訪問看護, 同条第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション, 同条第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導, 同条第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション, 同条第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護, 同条第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護, 同条第 9 項に規定する介護予防特定施設入所者生活介護, 同条第 10 項に規定する介護予防福祉用具貸与, 同条第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護, 同条第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第 1 項第 5 号及び第 8 号に規定する介護予防支援計画とは, 居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴, 排せつ, 食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し, 又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「介護予防等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類, 内容等を定める計画であつて, 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第 8 条の 2 第 16 項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第 1 項第 8 号に規定する介護予防・日常生活支援とは, 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業, 同号ロに規定する第 1 号通所事業及び同号ハに規定する第 1 号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(医療扶助の方法)

**第 34 条** 医療扶助は, 現物給付によつて行うものとする。但し, これによることができないとき, これによることが適当でないとき, その他保護の目的を達するために必要があるときは, 金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち, 医療の給付は, 医療保護施設を利用させ, 又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。
- 3 前項に規定する医療の給付のうち, 医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年

法律第 145 号) 第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。) を使用することができるものと認めたものについては、原則として後発医薬品によりその給付を行うものとする。

- 4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 55 条第 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。
- 5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、前 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。
- 6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（介護扶助の方法）

**第 34 条の 2** 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第 15 条の 2 第 7 項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第 54 条の 2 第 1 項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第 15 条の 2 第 3 項の規定する居宅介護支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第 15 条の 2 第 6 項に規定する介護予防支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 表において同じ。）を作成する者、その事業として同法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第 54 条の 2 第 1 項及び別表第 2 において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けたもの（同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

- 3 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、介護扶助について準用する。

（指定医療機関の義務）

**第 50 条** 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

- 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第 53 条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委

員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求することができない。  
(報告等)

**第54条** 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。  
(介護機関の指定等)

**第54条の2** 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第2項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第4欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する機関、その効力(それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。)を停止する。
- 5 第49条の2(第2項第1号を除く。)の規定は、第1項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))を除く。)について準用する。この場合において、第50

条及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と同条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第 49 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の指定（介護予防・日常生活支援事業に係るものに限る。）について、50 条、第 50 条の 2、第 51 条（第 2 項第 1 号、第 8 号及び第 10 号を除く。）、第 52 条から前条までの規定は、第 1 項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第 2 項の本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 3 項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 50 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第 2 項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣が指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第 2 号から 7 号まで及び第 9 号、第 52 条第 1 項並びに第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

**第 55 条の 3** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をしたとき。
- 二 第 50 条の 2（第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第 51 条第 1 項（第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第 51 条第 2 項（第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を

含む。)の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

生活保護法施行令（抄）

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第49条の2第2項第4号及び第7号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第2項第8号	医療	介護
第49条の2第2項第9号及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第3項第1号	医療	介護
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の

第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者，医師，薬剤師	開設者
	診療録，帳簿書類	帳簿書類

第6条の2 法第54条の2第6項の規定による技術的読替は，次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）
第49条の2第3項第1号	医療	支援
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	支援を
第50条	の医療	の支援
第51条第2第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2第5号	診療録，帳簿書類	帳簿書類
第51条第2第9号	医療に	支援に
第52条第1項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者，医師，薬剤師	開設者
	診療録，帳簿書類	帳簿書類

## 生活保護法施行規則（抄）

（指定医療機関の指定の申請）

**第10条** 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定にする保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（法第49条の2第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下、「誓約書」という。）

五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるものを含む。第1号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業所又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問介護を行う者ものに限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下、同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業所等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業所（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第4項及び第11条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事業所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

六 誓約書

七 その他必要な書類

3 法第49条の3第1項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
  - 二 誓約書
- 4 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項の規定するものを除く。）は、第 2 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

（法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取り消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

**第 10 条の 2** 法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号（同条 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 54 条第 1 項（第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）その他規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの理由となつた事実その他当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しとなつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

**第 10 条の 3** 法第 49 条の 2 第 2 項第 6 号（同条 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第 54 条第 1 項（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第 49 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

**第 10 条の 4** 法第 49 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

**第 10 条の 5** 法第 49 条の 3 第 4 項で準用する健康保険法第 68 条第 2 項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第 64 条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第 64 条で規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみ診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（指定介護機関の指定の申請等）

**第 10 条の 6** 法第 54 条の 2 第 5 項において準用する第 49 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

又は介護医療院の開設者は次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名，生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院が，介護保険法第 42 条の 2 第 1 項若しくは第 48 条第 1 項第 1 号の指定又は同法第 94 条第 1 項若しくは第 107 号第 1 項の許可を受けている場合は，その旨

四 誓約書

五 その他必要な事項

- 2 法第 54 条の 2 第 5 項において準用する第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項又は法第 54 条の 2 第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地，その事業として居宅介護支援計画書を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地，特定福祉用具販売事業者（法第 34 条の 2 第 2 項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては，当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地，その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地，その事業として法第 15 条の 2 第 6 項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画書を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地，特定介護予防福祉用具販売事業者（法第 34 条の 2 第 2 項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地，介護予防・日常生活支援業者（法第 34 条の 2 第 2 項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。以下同じ。）の所在地（次条において同じ。））を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院にあつては，当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名，生年月日，住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名，生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者，居宅介護支援事業者，特定福祉用具販売業者，介護予防事業者，介

護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事業所の、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の指定又は同法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可を受けている場合は、その旨

六 誓約書

七 その他必要事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

**第10条7** 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事(国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に提出することにより行うものとする。

一 介護機関の名称及び所在地

二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等)

**第10条8** 法第55条第2項において準用する第49条の2第1項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下「施術者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術者の所在地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

二 誓約書

三 その他必要な事項

2 前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

(保護の実施機関の意見聴取)

**第11条** 法第49条、第54条の2第1項の若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居居宅介宅介護事業者、護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

**第 12 条** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3（同条第 1 号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院，診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者，居宅介護支援事業者，特定福祉用具販売事業者，介護予防事業者，介護予防支援事業者，特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所，居宅介護支援事業所，特定福祉用具販売事業所，介護予防事業所，介護予防支援事業所，特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）  
（標示）

**第 13 条** 指定医療機関，指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は，様式第 3 号の標示を，その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。  
（変更等の届出）

**第 14 条** 法第 50 条の 2（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は，第 49 条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて，国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第 10 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項とし，それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第 4 条各号に掲げるものを含む。）又は薬局であつて同条第 2 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる事項とし，法第 54 条の 2 第 1 項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて，国の開設した地域密着型介護老人福祉施設，介護老人福祉施設，介護老人保健施設又は介護医療院にあつては，第 10 条の 6 第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項とし，それ以外の介護機関にあつては同条第 2 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる事項とし，法第 55 条第 1 項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者であつては第 10 条の 8 の第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 法第 50 条の 2 の規定による届出は，次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは，変更があつた事項及びその年月日
  - 二 事業を廃止し，休止し，又は再開するときは，その旨及びその年月日
- 3 指定医療機関，指定介護機関，指定助産機関又指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は，医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条，第 28 条若しくは第 29 条，健康保険法第 95 条，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項，第 75 条第 1 項若しくは第 75 条の 2 第 1 項，医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項，歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条第 1 項，介護保険法第 77 条第 1 項，第 78 条の 10 第 1 項，第 84 条第 1 項，第 92 条第 1 項，第 101 条，第 102 条，第 103 条第 3 項，第 104 条第 1 項，第 114 条第 1 項，第 114 条の 6 第 1 項，第 115 条の 9 第 1 項，第 115 条の 19 第 1 項，第 115 条の 29 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項，保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 14 条第 1 項，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律（昭和

22 年法律第 217 号) 第 9 条第 1 項 若しくは第 11 条第 2 項 又は柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号) 第 8 条第 1 項 若しくは第 22 条 に規定する処分を受けたときは, その旨を記載した届書により, 10 日以内に, 法第 49 条, 第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

**第 14 条の 2** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3 (第 2 号の場合に限る。) の規定により告示する事項は, 第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

**第 15 条** 法第 51 条第 1 項 (法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による指定の辞退は, その旨を記載した届書を, 法第 49 条, 第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

**第 16 条** 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3 (第 3 号及び第 4 号の場合に限る。) の規定により告示する事項は, 第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

(診療報酬の請求及び支払い)

**第 17 条** 都道府県知事が法第 53 条第 1 項 (法第 55 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては, 指定医療機関 (医療保健施設を含む。この条において以下同じ。) は, 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 (昭和 51 年厚生労働省令第 36 号) 又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 (平成 4 年厚生労働省令第 5 号) の定めるところにより, 指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において, 都道府県, 市及び福祉事務所を設置する市町村は, 当該指定医療機関に対し, 都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法 (昭和 23 年法律第 129 号) に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて, その診療報酬を支払うものとする。

(介護の報酬の請求及び支払)

**第 18 条** 都道府県知事が法第 54 条の 2 第 5 号及び第 6 号において準用する法第 53 条第 1 項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては, 指定介護機関は, 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 (平成 12 年厚生労働省令第 20 号) の定めるところにより, 当該指定介護機関の行った介護に係る介護の報酬を支払うものとする。

2 前項の場合において, 都道府県, 市及び福祉事務所を設置する町村は, 当該指定介護機関に対し, 都道府県知事が介護保険法第 179 号に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて, その介護の報酬を支払うものとする。

## 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号  
改正 平成24年 厚生労働省告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬（令2厚劳告302・改称）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 7 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 8 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 9 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 10 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居

室の提供は、行わない。

- 11 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

## 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規定を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

## 2 関係様式

(注：函館市における様式を掲載しています。)

指定介護機関等指定申請書	3 2
指定介護機関等変更届書	3 4
指定介護機関等休止・廃止届書	3 6
指定介護機関等再開届書	3 8
指定介護機関等指定処分届書	4 0
指定介護機関等指定辞退届書	4 2
生活保護法介護券	4 4
中国残留邦人等支援法介護券	4 5
被保護者異動連絡票	4 6
残留邦人等に関する異動連絡票	4 9



# 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関 指定申請書

事業所の名称	(フリガナ)						
事業所の所在地	〒 - TEL ( ) -						
事業所番号							
介護保険法による指定	年 月 日 から 年 月 日 まで						
開設者の氏名、 生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)					
	生年月日	年 月 日					
	住所	〒 -					
管理者の氏名、 生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)					生年月日
	住所	〒 -					年 月 日
事業等開始(予定) 年月日	年 月 日						
指定申請する施設又は事業 (申請するすべての施設又は事業の右枠欄に「○」を記載してください)							
	介護	予防		介護	予防		
訪問介護			福祉用具貸与			介護老人福祉施設	
訪問入浴介護			特定福祉用具販売			介護老人保健施設	
訪問看護			認知症対応型通所介護			介護医療院	
訪問リハビリテーション			小規模多機能型居宅介護			居宅介護支援	
居宅療養管理指導			認知症対応型共同生活介護			介護予防支援	
通所介護			定期巡回・随時対応型訪問介護看護			訪問型サービス	
通所リハビリテーション			夜間対応型訪問介護			通所型サービス	
短期入所生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護			介護予防ケアマネジメント	
短期入所療養介護			看護小規模多機能型居宅介護				
特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設				

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

函館市長 様

〒 -  
住 所

申請者(開設者)

氏 名

担当者連絡先 (TEL ( ) - )  
担当者氏名 ( )

## 注意事項

- 1 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は許可を受けた施設又は事業については、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関とみなされるため、本申請は不要です。  
なお、指定を不要とする旨の申し出及び辞退届の提出を行った施設又は実施する事業について、その後にあらかじめ生活保護法の指定を受けようとする場合は、指定申請が必要となります。
- 2 この書類は、函館市に提出してください。
- 3 申請書は、事業所番号を同じくする施設又は事業所ごとに作成してください。
- 4 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けようとする場合は、入居や利用に係る家賃相当料や利用料について把握する必要があるため、運営規定を添付して提出してください。
- 5 生活保護法指定介護機関の指定を行った場合は、当該事業所に文書により通知するとともに、生活保護法第55条の3に基づく告示を行います。
- 6 実施する事業の種類により管理者が異なる場合は、申請書を複数作成してください。

## 記載要領

- 1 「事業所の名称」及び「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は、介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「介護保険法による指定」は、介護保険法の指定又は許可を受けた年月日及び指定の有効期間の満了日を記載してください。
- 4 「開設者の氏名、生年月日及び住所」は、介護機関の開設者が個人の場合は、開設者の氏名、生年月日及び自宅住所を記載してください。  
また、開設者が法人の場合は、「氏名」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所」欄に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。（※開設者が法人の場合、「生年月日」欄については記載不要です。）
- 5 「管理者の氏名、生年月日及び住所」は、介護機関の管理者の氏名、生年月日及び自宅住所を記載してください。
- 6 「事業等開始(予定)年月日」は、生活保護法指定介護機関としての事業を開始する日を記載してください。
- 7 「指定申請する施設又は事業」は、生活保護法指定介護機関としての指定を申請する施設又は事業のすべてについて、右枠欄に「○」を記載してください。
- 8 「申請者(開設者)」については、申請者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、申請者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

## 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関 変更届書

事業所の名称	(フリガナ)										
事業所の所在地	〒 -										
事業所番号											TEL ( ) -
事業の種類											
変更事項	旧										
	新										
変更年月日	年 月 日										

上記のとおり変更しましたので、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき届け出ます。

令和 年 月 日

函館市長 様

〒 -

住所

届出者(開設者)

氏名

担当者連絡先 (TEL( ) - )  
担当者氏名 ( )

## 注意事項

- 1 この書類は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 2 この書類は、函館市に提出してください。
- 3 この書類は、事業所、開設者、管理者の住所(所在地)や氏名(名称)の変更など、指定申請書の記載事項に変更があった場合に提出してください。  
ただし、事業所番号が変更された場合は、この書類ではなく、旧事業所番号での廃止届書を提出してください。

## 記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は、介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「変更事項」は、変更があった事項について記載してください。  
〔 開設法人の名称、主たる事務所の所在地、法人代表者の職氏名  
事業所の名称、事業所の所在地、管理者の氏名・生年月日・住所 等 〕
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

# 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関〔休止・廃止〕届書

事業所の名称	(フリガナ)										
事業所の所在地	〒 -										
事業所番号											
事業の種類											
休止・廃止の理由											
委託者等の措置状況											
休止・廃止年月日	年 月 日										
(休止の場合のみ) 再開予定年月日	年 月 日										

上記のとおり( 休止・廃止 )しましたので、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき届け出ます。

年 月 日  
函館市長 様

〒 -  
住 所

届出者(開設者)

氏 名

担当者連絡先 (TEL( ) - )  
担当者氏名 ( )

## 注意事項

- 1 平成26年7月1日以降に介護保険法の規定による指定又は許可を受けた施設又は事業(みなし指定を受けた生活保護法指定介護機関)が、介護保険法指定機関でなくなった場合(介護保険法による指定又は許可の辞退、廃止、取消し又は効力が失われた場合)、連動して生活保護法指定介護機関の指定の効力も失われることから、この書類の提出は不要です。
- 2 この書類は、廃止又は休止をした日から10日以内に提出してください。
- 3 この書類は、函館市に提出してください。
- 4 施設又は事業の廃止ではなく、生活保護法による指定のみを不要とする場合は、この書類ではなく辞退届書を提出してください。
- 5 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

## 記載要領

- 1 休止・廃止のうち、該当するものに○をつけてください。
- 2 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 3 「事業所番号」は、介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 4 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 5 「委託者等の措置状況」は、休止又は廃止した後の、貴事業所で介護扶助を受けていた生活保護受給者等の措置状況(既に行った措置及び今後予定している措置)を記載してください。
- 6 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

## 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関 再開届書

事業所の名称	(フリガナ)									
事業所の所在地	〒 -									
事業所番号										
事業の種類										
再開の理由										
休止年月日	年 月 日									
再開年月日	年 月 日									

上記のとおり再開しましたので、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき届け出ます。

年 月 日  
函館市長 様

〒 -  
住 所

届出者(開設者)

氏 名

担当者連絡先 (TEL(            )            -            )  
担当者氏名 (            )

## 注意事項

- 1 この書類は、再開をした日から10日以内に提出してください。
- 2 この書類は、函館市に提出してください。

## 記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「休止年月日」は休止届に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

## 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関 処分届書

事業所の名称	(フリガナ)									
事業所の所在地	〒            -									
事業所番号	TEL (            )            -									
事業の種類										
処分の種類										
処分年月日	年      月      日									

上記のとおり処分を受けましたので、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき届け出ます。

年      月      日

函館市長 様

〒            -

住 所

届出者(開設者)

氏 名

担当者連絡先 (TEL(            )            -            )  
担当者氏名 (            )

## 注意事項

- 1 この書類は、処分を受けた日から10日以内に提出してください。
- 2 この書類は、函館市に提出してください。
- 3 この書類は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときに提出してください。

## 記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は、介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「処分の種類」は、根拠法及び処分の内容について記載してください。また、「処分の年月日」は、その処分を受けた年月日を記載してください。
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

## 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定介護機関 指定辞退届書

事業所の名称	(フリガナ)										
事業所の所在地	〒 -										
事業所番号											TEL ( ) -
事業の種類											
委託者等の措置状況											
辞退年月日	年 月 日										

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、上記のとおり指定を辞退する旨届け出ます。

年 月 日  
函館市長 様

〒 -  
住 所

届出者(開設者)  
氏 名

担当者連絡先 (TEL( ) - )  
担当者氏名 ( )

## 注意事項

- 1 この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。
- 2 この書類は、函館市に提出してください。
- 3 この書類は、生活保護法による指定のみを不要とする場合に提出するものですので、施設又は事業を廃止する場合は、廃止届書を提出してください。

## 記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「委託者等の措置状況」は、辞退した後の、貴事業所で介護扶助を受けている生活保護受給者等の措置状況(既に行った措置及び今後予定している措置)を記載してください。
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。  
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。

( 年 月分)

公費負担者番号	1	2	0	1	1	3	1	8	有効期間	日から	日まで	
受給者番号	/ /								単独・併用別	単 独 ・ 併 用		
保険者番号									0	1	2	0
(フリガナ) 氏 名									生年月日	性 別		
										1.男 2.女		
要介護状態等区分												
認定有効期間	平成 年 月 日から						平成 年 月 日まで					
居 住 地												
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号											
指定介護機関名	事業所番号											
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援									居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援			
									施 設 介 護			
									居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援			
									本 人 支 払 額	円		
地区担当者名	取扱担当者名											
函 館 市 福 祉 事 務 所 長												
備 考	介 護 保 険								あり なし			
	そ の 他											

中国残留邦人等に対する支援給付に係る介護券（ 年 月分）

公費負担者番	2	5	0	1	1	3	0	5	有効期間	日から	日まで				
受給者番号	/ /							単独・併用別	併用						
保険者番号								0	1	2	0	2	1	被保険者番号	
(フリガナ) 氏名								生年月日	性別						
要介護状態等区分															
認定有効期間	平成 年 月 日から						平成 年 月 日まで								
居住地															
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号														
指定介護機関名	事業所番号														
居宅介護 介護予防	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護							居宅介護予防	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入所者生活介護						
								施設介護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設						
								居宅介護支援 介護予防支援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援						
								本人支払額	円						
担当者名	取扱担当者名														
函館市長															
備考	介護保険							あり							
	その他							なし							

番 号  
日 付

〇〇（指定居宅介護保護事業者等）様

函館市福祉事務所長

被保護者異動連絡票の送付について

別紙「被保護者異動連絡表」に掲げる方は、生活保護法による介護扶助を受給中または、申請中の方で、貴事業所に居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を依頼中または依頼される予定の方です。

これらの方の居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）作成に当たっては、生活保護法の趣旨並びに介護扶助の介護方針及び介護の報酬を踏まえて作成いただくとともに、毎月の居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）を作成したときおよび月途中で変更したときには、その都度、居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の写しを当福祉事務所あて送付いただきますようお願いいたします。

なお、当福祉事務所が貴事業所から居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の写しの交付を受けることについては、別添のとおり本人の同意を得ております。

別紙

被保護者異動連絡表

函館市福祉事務所

氏名	年齢	住所	被保険者番号	新規、継続の別	中止事由の異動内容※	異動年月日	備考
				1 保護申請中 2 保護継続	1 保護却下、 停止・廃止 2 施設入所		
				1 保護申請中 2 保護継続	1 保護却下、 停止・廃止 2 施設入所		
				1 保護申請中 2 保護継続	1 保護却下、 停止・廃止 2 施設入所		
				1 保護申請中 2 保護継続	1 保護却下、 停止・廃止 2 施設入所		

（注）※欄の中止事由に該当する方については、今後介護予防サービス計画の写しの送付は不用です。

## 同意書

介護扶助の決定に必要があるときは、私が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を依頼している居宅介護保護事業者（地域包括保護センター）に対し、私の介護防サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に関する報告を求めることに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

函館市福祉事務所長 様

※（ ）内は介護度の認定が要支援である場合

## 同意書

生活保護法の介護扶助の申請・受給に必要なため、私の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の写しを函館市長に対し交付することに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

〇〇 {指定居宅介護保護事業者等} 様

※（ ）内は介護度の認定が要支援である場合

番 号  
日 付

〇〇（指定居宅介護支援事業者等）様

函館市長

中国残留邦人等支援給付に係る対象者異動連絡表の送付について

別紙「中国残留邦人等支援給付に係る対象者異動連絡表」に掲げる方は、中国残留邦人等支援給付による介護扶助を受給中または、申請中の方で、貴事業所に居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を依頼中または依頼される予定の方です。

これらの方の居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）作成に当たっては、中国残留邦人等支援支給の趣旨並びに介護扶助の介護方針及び介護の報酬を踏まえて作成いただくとともに、毎月の居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）を作成したときおよび月途中で変更したときには、その都度、居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の写しを函館市あて送付いただきますようお願いいたします。

なお、函館市が貴事業所から居宅介護サービス計画（介護予防サービス計画）の写しの交付を受けることについては、別添のとおり本人の同意を得ております。

別紙

中国残留邦人等支援給付に係る対象者異動連絡表

函 館 市 長

氏 名	年 齢	住 所	被保険者番号	新規，継続の別	中止事由の 異動内容※	異動年月日	備考
				1 支援申請中 2 支援継続	1 支援却下， 停止・廃止 2 施設入所		
				1 支援申請中 2 支援継続	1 支援却下， 停止・廃止 2 施設入所		
				1 支援申請中 2 支援継続	1 支援却下， 停止・廃止 2 施設入所		
				1 支援申請中 2 支援継続	1 支援却下， 停止・廃止 2 施設入所		

（注）※欄の中止事由に該当する方については、今後介護予防サービス計画の写しの送付は不用です。

## 同意書

介護扶助の決定に必要があるときは、私が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を依頼している居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）に対し、私の介護防サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に関する報告を求めることに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

函館市長 様

※（ ）内は介護度の認定が要支援である場合

同意書

生活保護法の介護扶助の申請・受給に必要なため、私の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の写しを函館市長に対し交付することに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

〇〇〔指定居宅介護支援事業者等〕様

( ) 内は介護度の認定が要支援である場合

本 庁			
あ	青柳町	あおやぎちょう	
	旭町	あさひちょう	
	浅野町	あさのちょう	
い	入舟町	いりふねちょう	
	宇賀浦町	うがうらちょう	
お	追分町	おいわけちょう	
	大町	おおまち	
	大川町	おおかわちょう	
	大手町	おおてまち	
	大縄町	おおなわちょう	
	大森町	おおもりちょう	
	か	海岸町	かいがんちょう
		柏木町	かしわぎちょう
金堀町		かなほりちょう	
上新川町		かみしんかわちょう	
亀田町		かめだちょう	
川原町		かわはらちょう	
北浜町		きたはまちょう	
こ	五稜郭町	ごりょうかくちょう	
さ	栄町	さかえちょう	
し	東雲町	しののめちょう	
	白鳥町	しらとりちょう	
	新川町	しんかわちょう	
す	末広町	すえひろちょう	
	杉並町	すぎなみちょう	
	住吉町	すみよしちょう	
た	高盛町	たかもりちょう	
	田家町	たやちょう	
ち	千歳町	ちとせちょう	
	千代台町	ちよがだいちょう	
と	時任町	ときとうちょう	
	豊川町	とよかわちょう	
な	中島町	なかじまちょう	
の	乃木町	のぎちょう	
は	八幡町	はちまんちょう	
	万代町	ばんだいちょう	
ひ	東川町	ひがしかわちょう	
	人見町	ひとみちょう	
	日乃出町	ひのでちょう	
ふ	船見町	ふなみちょう	
へ	弁天町	べんてんちょう	
ほ	宝来町	ほうらいちょう	
	堀川町	ほりかわちょう	
	本町	ほんちょう	
ま	松陰町	まつかげちょう	
	松風町	まつかぜちょう	
	松川町	まつかわちょう	
	的場町	まとばちょう	
み	港町1～3丁目	みなとちょう	
	宮前町	みやまえちょう	
も	元町	もとまち	
や	谷地頭町	やちがしらちょう	
	梁川町	やながわちょう	
	柳町	やなぎまち	
	弥生町	やよいちょう	
	吉川町	よしかわちょう	
わ	若松町	わかまつちょう	

亀 田 福 祉 課		
あ	赤川町	あかがわちょう
	赤川1丁目	あかがわ
い	石川町	いしかわちょう
か	鍛冶1～2丁目	かじ
	神山町	かみやまちょう
	神山1～3丁目	かみやま
	亀田大森町	かめだおおもりちょう
	亀田本町	かめだほんちょう
	亀田港町	かめだみなとちょう
	亀田中野町	かめだなかのちょう
き	北美原1～3丁目	きたみはら
	桔梗町	ききょうちょう
	桔梗1～5丁目	ききょう
し	昭和町	しょうわちょう
	昭和1～4丁目	しょうわ
	陣川町	じんかわちょう
	陣川1～2丁目	じんかわ
と	富岡町1～3丁目	とみおかちょう
な	中道1～2丁目	なかみち
に	西桔梗町	にしききょうちょう
ひ	東山町	ひがしやまちょう
	東山1～3丁目	ひがしやま
ほ	本通1～4丁目	ほんどおり
み	水元町	みずもとちょう
	美原1～5丁目	みはら
や	山の手1～3丁目	やまのて

#### 本 庁

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市福祉事務所

生活支援総務課

TEL:0138-21-3078

FAX:0138-27-3373

#### 亀田福祉課

〒041-0806

函館市美原1丁目26番8号

函館市福祉事務所

亀田福祉課

TEL:0138-45-5483

FAX:0138-45-5486

#### 湯川福祉課

〒042-0932

函館市湯川町2丁目40番13号

函館市福祉事務所

湯川福祉課

TEL:0138-57-6170

FAX:0138-57-4134



湯川福祉課		
あ	赤坂町	あかさかちょう
	旭岡町	あさひおかちょう
い	庵原町	いをはらちょう
	石倉町	いしくらちょう
	石崎町	いしざきちょう
	岩戸町	いわとちょう
う	上野町	うえのちょう
	臼尻町	うすじりちょう
え	絵紙山町	えがみちょう
	恵山町	えさんちょう
	恵山岬町	えさんみさきちょう
	榎本町	えのもとちょう
お	大船町	おおふねちょう
	大瀬町	おおまちょう
	尾札部町	おさつべちょう
	小安町	おやすちょう
	小安山町	おやすやまちょう
か	柏野町	かしわのちょう
	川汲町	かつみちょう
	釜谷町	かまやちょう
	上湯川町	かみゆのかわちょう
	亀尾町	かめおちょう
	川上町	かわかみちょう
	蛾眉野町	かびのちょう
き	吉畑町	きちはたちょう
	木直町	きなおしちょう
こ	古武井町	こぶいちょう
	駒場町	こまばちょう
し	汐首町	しおくびちょう
	志海苔町	しのりちょう
	島泊町	しまどまりちょう
	白石町	しろいしちょう
	新恵山町	しんえさんちょう
	新八幡町	しんはちまんちょう
	新浜町	しんはまちょう
	新二見町	しんふたみちょう
	新湊町	しんみなとちょう
す	鈴蘭丘町	すずらんおかちょう
せ	瀬田来町	せたらいちょう
	瀬戸川町	せとがわちょう
	銭亀町	ぜにかめちょう
た	高丘町	たかおかちょう
	高岱町	たかだいちょう
	高松町	たかまつちょう
	滝沢町	たきさわちょう
	館町	たてまち
ち	銚子町	ちょうしちょう
つ	鶴野町	つるのちょう
	鉄山町	てつざんちょう
と	戸倉町	とくらちょう
	泊町	とまりまち
	富浦町	とみうらちょう
	豊浦町	とようらちょう
	豊崎町	とよさきちょう
	豊原町	とよはらちょう
	寅沢町	とらさわちょう
銅山町	どうざんちょう	

湯川福祉課		
な	中野町	なかのちょう
	中浜町	なかはまちょう
に	西旭岡町1～3丁目	にしあさひおかちょう
ね	根崎町	ねさきちょう
は	花園町	はなぞのちょう
	浜町	はまちょう
	原木町	はらきちょう
ひ	日浦町	ひうらちょう
	東畑町	ひがしはたちょう
	日ノ浜町	ひのはまちょう
	日吉町1～4丁目	ひよしちょう
	日和山町	ひよりやまちょう
	広野町	ひろのちょう
ふ	深堀町	ふかぼりちょう
	双見町	ふたみちょう
	古川町	ふるかわちょう
	古部町	ふるべちょう
へ	弁才町	べんざいちょう
ま	米原町	まいばらちょう
	鱒川町	ますかわちょう
	丸山町	まるやまちょう
み	御崎町	みさきちょう
	三森町	みつもりちょう
	見晴町	みはらしちょう
め	女那川町	めながわちょう
も	元村町	もとむらちょう
	紅葉山町	ももじやまちょう
や	安浦町	やすうらちょう
ゆ	湯川町1～3丁目	ゆのかわちょう
	湯浜町	ゆのはまちょう

